

令和 7 年 1 月 22 日

令和 7 年 鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥 羽 市 長

目

次

1	鳥羽市分課組織条例	・・・ 1
2	鳥羽市総合計画審議会条例	・・・ 4
3	鳥羽市行政改革推進委員会条例	・・・ 5
4	鳥羽市産業振興審議会条例	・・・ 6
5	鳥羽市国土利用計画審議会条例	・・・ 7
6	鳥羽市職員給与条例（第1条関係）	・・・ 8
7	鳥羽市職員給与条例（第2条関係）	・・・ 26
8	鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例	・・・ 28
9	鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	・・・ 31
10	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例	・・・ 32

新旧対照表

(件名) 鳥羽市分課組織条例（昭和59年条例第3号）

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(課の設置)	(課の設置)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。
<u>地域創生課</u>	<u>企画財政課</u>
<u>財政課</u>	
<u>政策秘書課</u>	
総務課	総務課
市民課	市民課
税務課	税務課
健康福祉課	健康福祉課
環境課	環境課
観光商工課	観光商工課
農林水産課	農林水産課
建設課	建設課
定期船課	定期船課
(事務分掌)	(事務分掌)
第2条 <u>地域創生課</u> において分掌すべき事務は、次のとおりとする。	第2条 <u>企画財政課</u> において分掌すべき事務は、次のとおりとする。
(1) 市政の総合的な企画に関すること。	(1) 市政の総合的な企画 <u>及び調整</u> に関すること。
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
(6) デジタル施策 <u>及び情報施策</u> に関すること。	(6) デジタル施策に関すること。
(7) (略)	(7) <u>財政</u> に関すること。
	(8) (略)

改 �正 案 (新)	現 行 (旧)
<u>第3条</u> 財政課において分掌すべき事務は、次のとおりとする。 (1) <u>財政に関すること。</u> (2) <u>公有財産の管理、取得及び処分に関すること。</u> (3) <u>工事等請負契約に関すること。</u>	
<u>第4条</u> 政策秘書課において分掌すべき事務は、次のとおりとする。 (1) <u>政策の総合調整に関すること。</u> (2) <u>秘書に関すること。</u> (3) <u>広報に関すること。</u>	
<u>第5条</u> 総務課において分掌すべき事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) (略)	<u>第3条</u> 総務課において分掌すべき事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>秘書に関すること。</u> (5) <u>広報に関すること。</u> (6) <u>情報施策に関すること。</u> (7) <u>公有財産の管理、取得及び処分に関すること。</u> (8) <u>工事等請負契約に関すること。</u> (9) (略)
<u>第6条</u> (略)	<u>第4条</u> (略)
<u>第7条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)
<u>第8条</u> (略)	<u>第6条</u> (略)

改正案（新）	現行（旧）
<u>第9条</u> (略)	<u>第7条</u> (略)
<u>第10条</u> (略)	<u>第8条</u> (略)
<u>第11条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)
<u>第12条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)
<u>第13条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)
(委任) <u>第14条</u> (略)	(委任) <u>第12条</u> (略)

新旧対照表

(件名) 鳥羽市総合計画審議会条例（昭和60年条例第23号）

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>地域創生課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>企画財政課</u> において処理する。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市行政改革推進委員会条例（平成7年条例第21号）

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>地域創生課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>企画財政課</u> において処理する。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市産業振興審議会条例（昭和44年条例第25号）

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>地域創生課</u> において処理する。	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>企画財政課</u> において処理する。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市国土利用計画審議会条例（昭和56年条例第1号）

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>地域創生課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>企画財政課</u> において処理する。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）（第1条関係）

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第18条 初任給調整手当は、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員について、月額 <u>417,600円</u> を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。	第18条 初任給調整手当は、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員について、月額 <u>416,600円</u> を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。
2 (略)	2 (略)
(宿日直手当)	(宿日直手当)
第37条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,700円</u> （執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>7,050円</u> ）を超えない範囲内において別に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、月額 <u>23,500円</u> を超えない範囲内において規則で定める額とする。	第37条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,400円</u> （執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>6,600円</u> ）を超えない範囲内において別に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、月額 <u>22,000円</u> を超えない範囲内において規則で定める額とする。
(期末手当)	(期末手当)
第43条 (略)	第43条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100の127.5</u> （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員（第44条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>6月に支給する場合には100分の105、12月</u>	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員（第44条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の105</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号

改正案（新）	現行（旧）
<p>に支給する場合には100分の107.5) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
(1)～(4) (略)	
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</p>
4～6 (略)	4～6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第44条 (略)	第44条 (略)
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、100分の125）、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額</p>
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用

改正案（新）							現行（旧）																																																																
短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には <u>100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）</u> を乗じて得た額の総額							短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額																																																																
3～5（略）							3～5（略）																																																																
<u>別表第2（第2条関係）</u>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">行政職給料表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">定年前再任用短時間</td> <td>1</td> <td>百円 1,958</td> <td>百円 2,420</td> <td>百円 2,763</td> <td>百円 3,098</td> <td>百円 3,326</td> <td>百円 3,668</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,969</td> <td>2,433</td> <td>2,773</td> <td>3,113</td> <td>3,344</td> <td>3,685</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1,981</td> <td>2,447</td> <td>2,783</td> <td>3,127</td> <td>3,362</td> <td>3,701</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1,992</td> <td>2,461</td> <td>2,793</td> <td>3,141</td> <td>3,379</td> <td>3,717</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2,003</td> <td>2,475</td> <td>2,803</td> <td>3,155</td> <td>3,396</td> <td>3,733</td> </tr> </tbody> </table>														行政職給料表								職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前再任用短時間	1	百円 1,958	百円 2,420	百円 2,763	百円 3,098	百円 3,326	百円 3,668	2	1,969	2,433	2,773	3,113	3,344	3,685	3	1,981	2,447	2,783	3,127	3,362	3,701	4	1,992	2,461	2,793	3,141	3,379	3,717	5	2,003	2,475	2,803	3,155	3,396	3,733
行政職給料表																																																																							
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																
定年前再任用短時間	1	百円 1,958	百円 2,420	百円 2,763	百円 3,098	百円 3,326	百円 3,668																																																																
	2	1,969	2,433	2,773	3,113	3,344	3,685																																																																
	3	1,981	2,447	2,783	3,127	3,362	3,701																																																																
	4	1,992	2,461	2,793	3,141	3,379	3,717																																																																
	5	2,003	2,475	2,803	3,155	3,396	3,733																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">行政職給料表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">定年前再任用短時間</td> <td>1</td> <td>百円 1,835</td> <td>百円 2,300</td> <td>百円 2,653</td> <td>百円 2,988</td> <td>百円 3,213</td> <td>百円 3,552</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,846</td> <td>2,315</td> <td>2,663</td> <td>3,003</td> <td>3,231</td> <td>3,569</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1,858</td> <td>2,330</td> <td>2,673</td> <td>3,018</td> <td>3,249</td> <td>3,585</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1,869</td> <td>2,345</td> <td>2,683</td> <td>3,032</td> <td>3,266</td> <td>3,601</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,880</td> <td>2,360</td> <td>2,693</td> <td>3,046</td> <td>3,283</td> <td>3,617</td> </tr> </tbody> </table>														行政職給料表								職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前再任用短時間	1	百円 1,835	百円 2,300	百円 2,653	百円 2,988	百円 3,213	百円 3,552	2	1,846	2,315	2,663	3,003	3,231	3,569	3	1,858	2,330	2,673	3,018	3,249	3,585	4	1,869	2,345	2,683	3,032	3,266	3,601	5	1,880	2,360	2,693	3,046	3,283	3,617
行政職給料表																																																																							
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																
定年前再任用短時間	1	百円 1,835	百円 2,300	百円 2,653	百円 2,988	百円 3,213	百円 3,552																																																																
	2	1,846	2,315	2,663	3,003	3,231	3,569																																																																
	3	1,858	2,330	2,673	3,018	3,249	3,585																																																																
	4	1,869	2,345	2,683	3,032	3,266	3,601																																																																
	5	1,880	2,360	2,693	3,046	3,283	3,617																																																																

改正案(新)								現行(旧)							
勤務職員以外の職員	6	2,020	2,489	2,813	3,166	3,413	3,751	勤務職員以外の職員	6	1,897	2,375	2,703	3,057	3,300	3,635
	7	2,036	2,503	2,822	3,176	3,430	3,766		7	1,913	2,390	2,713	3,067	3,317	3,650
	8	2,052	2,517	2,832	3,188	3,446	3,782		8	1,929	2,405	2,723	3,079	3,334	3,666
	9	2,067	2,531	2,842	3,200	3,462	3,795		9	1,945	2,420	2,733	3,091	3,350	3,680
	10	2,084	2,543	2,852	3,216	3,479	3,811		10	1,962	2,434	2,743	3,107	3,367	3,696
	11	2,100	2,556	2,862	3,232	3,496	3,827		11	1,978	2,448	2,753	3,123	3,384	3,712
	12	2,116	2,569	2,872	3,248	3,512	3,842		12	1,994	2,462	2,764	3,139	3,400	3,727
	13	2,131	2,581	2,882	3,262	3,527	3,861		13	2,010	2,474	2,774	3,154	3,415	3,746
	14	2,148	2,593	2,895	3,278	3,543	3,880		14	2,027	2,486	2,787	3,170	3,431	3,765
	15	2,165	2,605	2,908	3,294	3,559	3,899		15	2,044	2,498	2,800	3,186	3,447	3,784
	16	2,182	2,617	2,920	3,310	3,574	3,917		16	2,061	2,510	2,812	3,202	3,462	3,802
	17	2,194	2,628	2,932	3,324	3,588	3,932		17	2,074	2,521	2,825	3,217	3,476	3,817
	18	2,210	2,639	2,945	3,341	3,605	3,950		18	2,090	2,532	2,838	3,234	3,493	3,835
	19	2,226	2,650	2,957	3,357	3,621	3,967		19	2,106	2,543	2,850	3,250	3,509	3,852
	20	2,241	2,661	2,969	3,373	3,637	3,983		20	2,121	2,554	2,862	3,266	3,525	3,868

改正案(新)								現行(旧)							
	21	2,256	2,670	2,979	3,387	3,648	4,000		21	2,136	2,564	2,873	3,280	3,537	3,885
21	2,256	2,670	2,979	3,387	3,648	4,000		21	2,136	2,564	2,873	3,280	3,537	3,885	
22	2,272	2,680	2,991	3,404	3,663	4,014		22	2,152	2,574	2,885	3,297	3,552	3,899	
23	2,288	2,690	3,003	3,421	3,678	4,028		23	2,168	2,584	2,898	3,314	3,567	3,913	
24	2,304	2,700	3,016	3,437	3,693	4,042		24	2,184	2,594	2,911	3,330	3,582	3,927	
25	2,320	2,710	3,029	3,449	3,710	4,056		25	2,200	2,604	2,924	3,342	3,599	3,941	
26	2,337	2,719	3,039	3,468	3,728	4,068		26	2,217	2,613	2,934	3,361	3,617	3,953	
27	2,350	2,727	3,049	3,485	3,744	4,080		27	2,230	2,622	2,944	3,378	3,634	3,965	
28	2,363	2,736	3,059	3,501	3,761	4,090		28	2,243	2,631	2,955	3,394	3,651	3,975	
29	2,376	2,744	3,070	3,516	3,775	4,101		29	2,256	2,639	2,966	3,409	3,665	3,986	
30	2,387	2,752	3,082	3,532	3,788	4,113		30	2,267	2,647	2,978	3,425	3,678	3,998	
31	2,398	2,760	3,093	3,548	3,800	4,124		31	2,278	2,655	2,989	3,441	3,690	4,009	
32	2,409	2,767	3,105	3,564	3,814	4,135		32	2,289	2,663	3,001	3,457	3,704	4,020	
33	2,420	2,774	3,116	3,581	3,825	4,142		33	2,300	2,670	3,013	3,474	3,715	4,027	
34	2,429	2,782	3,129	3,599	3,834	4,149		34	2,311	2,678	3,026	3,492	3,724	4,034	
35	2,438	2,790	3,142	3,617	3,844	4,155		35	2,322	2,686	3,039	3,510	3,734	4,041	

改正案(新)							現行(旧)								
	36	2,448	2,796	3,155	3,635	3,854	4,162		36	2,333	2,693	3,052	3,528	3,745	4,048
37	2,458	2,803	3,167	3,650	3,862	4,168		37	2,344	2,700	3,065	3,543	3,753	4,054	
38	2,467	2,811	3,180	3,664	3,871	4,174		38	2,354	2,708	3,078	3,557	3,762	4,060	
39	2,476	2,818	3,193	3,678	3,880	4,179		39	2,364	2,716	3,091	3,571	3,771	4,065	
40	2,484	2,825	3,206	3,692	3,888	4,183		40	2,373	2,723	3,104	3,585	3,779	4,069	
41	2,492	2,832	3,219	3,707	3,896	4,187		41	2,382	2,730	3,117	3,600	3,787	4,073	
42	2,499	2,839	3,231	3,715	3,904	4,189		42	2,391	2,738	3,130	3,608	3,795	4,075	
43	2,505	2,846	3,244	3,724	3,912	4,192		43	2,399	2,746	3,143	3,618	3,803	4,078	
44	2,511	2,853	3,255	3,734	3,919	4,195		44	2,407	2,753	3,154	3,628	3,810	4,081	
45	2,518	2,860	3,264	3,743	3,926	4,198		45	2,414	2,760	3,163	3,637	3,817	4,084	
46	2,524	2,866	3,277	3,754	3,933	4,201		46	2,420	2,767	3,176	3,648	3,824	4,087	
47	2,530	2,873	3,290	3,763	3,940	4,204		47	2,426	2,774	3,189	3,657	3,831	4,090	
48	2,536	2,879	3,303	3,773	3,947	4,207		48	2,432	2,781	3,202	3,667	3,838	4,093	
49	2,541	2,886	3,314	3,782	3,952	4,209		49	2,438	2,788	3,214	3,676	3,843	4,095	
50	2,547	2,892	3,327	3,789	3,958	4,212		50	2,444	2,795	3,227	3,683	3,849	4,098	

改正案(新)								現行(旧)							
	51	2,553	2,899	3,339	3,796	3,964	4,214		51	2,450	2,802	3,239	3,690	3,855	4,101
	52	2,558	2,906	3,351	3,802	3,971	4,217		52	2,455	2,809	3,251	3,696	3,862	4,104
	53	2,562	2,911	3,364	3,806	3,975	4,219		53	2,460	2,815	3,264	3,700	3,866	4,106
	54	2,566	2,917	3,374	3,812	3,981	4,222		54	2,464	2,822	3,275	3,706	3,872	4,109
	55	2,569	2,923	3,385	3,818	3,987	4,225		55	2,467	2,828	3,286	3,713	3,878	4,112
	56	2,572	2,930	3,396	3,825	3,992	4,228		56	2,470	2,835	3,297	3,720	3,883	4,115
	57	2,575	2,936	3,403	3,828	3,996	4,230		57	2,473	2,841	3,304	3,723	3,887	4,117
	58	2,578	2,942	3,412	3,835	4,002	4,233		58	2,476	2,848	3,313	3,730	3,893	4,120
	59	2,581	2,948	3,419	3,842	4,008	4,236		59	2,479	2,854	3,320	3,737	3,899	4,123
	60	2,584	2,955	3,427	3,848	4,013	4,238		60	2,482	2,861	3,328	3,743	3,904	4,125
	61	2,587	2,961	3,435	3,851	4,017	4,240		61	2,485	2,867	3,336	3,746	3,908	4,127
	62	2,590	2,967	3,439	3,856	4,022	4,243		62	2,488	2,874	3,340	3,751	3,913	4,130
	63	2,593	2,972	3,444	3,862	4,027	4,246		63	2,491	2,880	3,346	3,757	3,918	4,133
	64	2,596	2,977	3,451	3,868	4,033	4,248		64	2,494	2,885	3,353	3,763	3,924	4,135
	65	2,599	2,982	3,459	3,871	4,036	4,250		65	2,497	2,890	3,361	3,766	3,927	4,137

改正案(新)							現行(旧)								
	66	2,602	2,988	3,466	3,877	4,040	4,253		66	2,500	2,896	3,368	3,772	3,931	4,140
67	2,605	2,993	3,473	3,884	4,043	4,256		67	2,503	2,901	3,375	3,779	3,935	4,143	
68	2,608	2,999	3,479	3,890	4,047	4,258		68	2,506	2,907	3,381	3,785	3,939	4,145	
69	2,611	3,003	3,484	3,894	4,050	4,260		69	2,509	2,912	3,386	3,789	3,942	4,147	
70	2,614	3,008	3,490	3,899	4,053	4,263		70	2,512	2,917	3,392	3,794	3,945	4,150	
71	2,617	3,013	3,495	3,905	4,056	4,266		71	2,515	2,923	3,397	3,800	3,948	4,153	
72	2,620	3,019	3,501	3,910	4,058	4,268		72	2,518	2,929	3,403	3,805	3,950	4,155	
73	2,623	3,024	3,504	3,915	4,060	4,270		73	2,521	2,934	3,406	3,810	3,952	4,157	
74	2,626	3,028	3,509	3,921	4,063			74	2,524	2,939	3,411	3,816	3,955		
75	2,629	3,031	3,512	3,925	4,066			75	2,527	2,943	3,415	3,821	3,958		
76	2,632	3,034	3,516	3,928	4,068			76	2,530	2,946	3,419	3,824	3,960		
77	2,635	3,036	3,520	3,932	4,070			77	2,533	2,948	3,423	3,828	3,962		
78	2,638	3,039	3,525	3,937	4,073			78	2,536	2,951	3,428	3,833	3,965		
79	2,641	3,041	3,530	3,941	4,076			79	2,539	2,953	3,433	3,837	3,968		
80	2,644	3,044	3,535	3,945	4,078			80	2,542	2,956	3,438	3,841	3,970		

改正案(新)							現行(旧)							
	81	2,647	3,046	3,538	3,949	4,080		81	2,545	2,958	3,441	3,845	3,972	
	82	2,650	3,048	3,542	3,954	4,083		82	2,548	2,960	3,445	3,850	3,975	
	83	2,653	3,051	3,546	3,958	4,086		83	2,551	2,963	3,449	3,854	3,978	
	84	2,656	3,053	3,550	3,962	4,088		84	2,554	2,965	3,453	3,858	3,980	
	85	2,659	3,056	3,553	3,965	4,090		85	2,557	2,968	3,456	3,861	3,982	
	86	2,662	3,058	3,557				86	2,560	2,971	3,460			
	87	2,665	3,061	3,561				87	2,563	2,974	3,464			
	88	2,668	3,064	3,565				88	2,566	2,977	3,468			
	89	2,671	3,067	3,567				89	2,569	2,980	3,470			
	90	2,674	3,070	3,571				90	2,572	2,983	3,474			
	91	2,677	3,073	3,575				91	2,575	2,986	3,478			
	92	2,680	3,076	3,579				92	2,578	2,990	3,482			
	93	2,683	3,078	3,581				93	2,581	2,992	3,484			
	94		3,080	3,584				94		2,994	3,488			
	95		3,083	3,588				95		2,997	3,492			

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	96		3,087	3,591			96		3,001	3,495	
	97		3,089	3,594			97		3,003	3,498	
	98		3,092	3,598			98		3,006	3,502	
	99		3,095	3,602			99		3,010	3,506	
	100		3,099	3,606			100		3,014	3,510	
	101		3,101	3,611			101		3,016	3,515	
	102		3,104	3,615			102		3,019	3,519	
	103		3,107	3,619			103		3,022	3,523	
	104		3,110	3,623			104		3,025	3,527	
	105		3,112	3,628			105		3,027	3,532	
	106		3,115	3,632			106		3,030	3,536	
	107		3,118	3,635			107		3,033	3,539	
	108		3,121	3,638			108		3,036	3,542	
	109		3,123	3,642			109		3,038	3,547	
	110		3,126				110		3,042		

改正案（新）							現行（旧）						
	111		3,130					111		3,046			
	112		3,133					112		3,049			
	113		3,135					113		3,051			
	114		3,137					114		3,053			
	115		3,140					115		3,056			
	116		3,144					116		3,060			
	117		3,146					117		3,062			
	118		3,148					118		3,064			
	119		3,151					119		3,067			
	120		3,154					120		3,070			
	121		3,157					121		3,074			
	122		3,159					122		3,076			
	123		3,162					123		3,079			
	124		3,165					124		3,082			
	125		3,168					125		3,085			

改正案(新)							現行(旧)							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額												
		百円												
		2,003	2,278	2,695	2,901	3,057	3,319		1,920	2,195	2,600	2,797	2,949	3,206

別表第3(第2条関係)

医療職給料表						
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年前再	1	百円 3,056	百円 4,156	百円 4,703	百円 5,662	

別表第3(第2条関係)

医療職給料表						
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年前再	1	百円 2,914	百円 4,003	百円 4,551	百円 5,498	

改 正 案 (新)						現 行 (旧)				
任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	2	3,079	4,183	4,723	5,723	2	2,937	4,030	4,571	5,559
	3	3,102	4,209	4,742	5,774	3	2,960	4,056	4,590	5,612
	4	3,124	4,233	4,761	5,821	4	2,982	4,081	4,609	5,661
	5	3,145	4,256	4,775	5,864	5	3,003	4,105	4,623	5,705
	6	3,180	4,278	4,792	5,907	6	3,038	4,127	4,641	5,748
	7	3,215	4,298	4,810	5,941	7	3,073	4,148	4,659	5,784
	8	3,249	4,319	4,828	5,970	8	3,107	4,169	4,677	5,814
	9	3,283	4,340	4,846	5,995	9	3,141	4,190	4,695	5,839
	10	3,318	4,355	4,863	6,018	10	3,176	4,205	4,713	5,862
	11	3,352	4,370	4,881		11	3,210	4,220	4,731	
	12	3,386	4,385	4,899		12	3,244	4,235	4,749	
	13	3,420	4,399	4,917		13	3,278	4,249	4,767	
	14	3,455	4,413	4,934		14	3,313	4,264	4,785	
	15	3,489	4,428	4,952		15	3,347	4,279	4,803	
	16	3,523	4,442	4,970		16	3,381	4,293	4,821	

改正案（新）					現行（旧）				
	17	3,557	4,455	4,988		17	3,415	4,307	4,839
	18	3,588	4,470	5,007		18	3,446	4,322	4,858
	19	3,620	4,484	5,026		19	3,477	4,337	4,877
	20	3,652	4,498	5,045		20	3,508	4,351	4,896
	21	3,685	4,511	5,064		21	3,540	4,365	4,915
	22	3,716	4,526	5,081		22	3,571	4,380	4,932
	23	3,747	4,540	5,099		23	3,602	4,395	4,950
	24	3,777	4,554	5,117		24	3,632	4,409	4,968
	25	3,808	4,568	5,133		25	3,662	4,423	4,984
	26	3,831	4,582	5,151		26	3,685	4,437	5,002
	27	3,854	4,595	5,169		27	3,708	4,451	5,020
	28	3,876	4,609	5,184		28	3,730	4,465	5,036
	29	3,895	4,623	5,198		29	3,749	4,479	5,050
	30	3,912	4,636	5,215		30	3,766	4,493	5,067
	31	3,929	4,650	5,233		31	3,783	4,507	5,085

改正案（新）					現行（旧）				
	32	3,947	4,664	5,250		32	3,801	4,521	5,102
	33	3,964	4,677	5,265		33	3,819	4,535	5,117
	34	3,982	4,691	5,278		34	3,837	4,549	5,130
	35	3,998	4,704	5,291		35	3,853	4,563	5,143
	36	4,011	4,718	5,304		36	3,867	4,577	5,156
	37	4,025	4,732	5,314		37	3,881	4,591	5,166
	38	4,039	4,749	5,327		38	3,896	4,608	5,179
	39	4,053	4,765	5,340		39	3,911	4,624	5,192
	40	4,067	4,780	5,353		40	3,926	4,640	5,205
	41	4,082	4,796	5,363		41	3,941	4,656	5,215
	42	4,089	4,808	5,371		42	3,948	4,668	5,223
	43	4,095	4,819	5,379		43	3,954	4,680	5,231
	44	4,101	4,830	5,387		44	3,961	4,691	5,239
	45	4,109	4,840	5,396		45	3,970	4,701	5,248
	46	4,115	4,849	5,404		46	3,976	4,711	5,256

改正案（新）					現行（旧）				
47	4,121	4,858	5,412		47	3,982	4,720	5,264	
48	4,126	4,866	5,419		48	3,988	4,728	5,271	
49	4,131	4,873	5,427		49	3,994	4,735	5,279	
50	4,135	4,880	5,435		50	3,999	4,742	5,287	
51	4,140	4,887	5,442		51	4,004	4,749	5,294	
52	4,144	4,893	5,451		52	4,009	4,755	5,303	
53	4,148	4,899	5,460		53	4,014	4,762	5,312	
54	4,151	4,906	5,468		54	4,018	4,769	5,320	
55	4,154	4,912	5,477		55	4,022	4,775	5,329	
56	4,158	4,918	5,486		56	4,026	4,781	5,338	
57	4,161	4,921	5,494		57	4,030	4,784	5,346	
58	4,165	4,927	5,502		58	4,034	4,790	5,355	
59	4,168	4,933	5,510		59	4,038	4,797	5,364	
60	4,172	4,940	5,517		60	4,042	4,804	5,371	
61	4,176	4,944	5,525		61	4,046	4,808	5,379	

改正案（新）					現行（旧）				
	62	4, 179	4, 950	5, 534		62	4, 050	4, 814	5, 388
	63	4, 182	4, 957	5, 543		63	4, 054	4, 821	5, 397
	64	4, 185	4, 964	5, 552		64	4, 058	4, 828	5, 406
	65	4, 188	4, 968	5, 560		65	4, 061	4, 832	5, 414
	66		4, 974	5, 569		66		4, 838	5, 423
	67		4, 980	5, 578		67		4, 844	5, 432
	68		4, 985	5, 587		68		4, 849	5, 441
	69		4, 990	5, 595		69		4, 854	5, 449
	70		4, 995	5, 604		70		4, 859	5, 458
	71		5, 000	5, 613		71		4, 864	5, 467
	72		5, 005	5, 622		72		4, 869	5, 476
	73		5, 009	5, 630		73		4, 873	5, 484
	74		5, 014			74		4, 878	
	75		5, 018			75		4, 882	
	76		5, 022			76		4, 887	

改 正 案 (新)					現 行 (旧)				
定年前再任用短時間勤務職員	77		5,027			77		4,892	
	78		5,033			78		4,898	
	79		5,038			79		4,904	
	80		5,042			80		4,908	
	81		5,047			81		4,913	
	82		5,053			82		4,919	
	83		5,059			83		4,925	
	84		5,064			84		4,930	
	85		5,069			85		4,935	
	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
百円 3,129	百円 3,565	百円 4,128	百円 4,885		百円 3,017	百円 3,444	百円 3,995	百円 4,733	

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）（第2条関係）

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(期末手当)	(期末手当)
第43条 (略)	第43条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100の126.25</u> （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員（第44条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては <u>100分の106.25</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100の127.5</u> （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員（第44条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 <u>定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。</u>	3 <u>定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。</u>
4～6 (略)	4～6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第44条 (略)	第44条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職

改正案（新）	現行（旧）
<p>員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p>
<p>（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の52.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 （略）</p>	<p>3～5 （略）</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例 (昭和37年条例第5号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(支給範囲)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて定める額</u>。ただし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p>	<p>(支給範囲)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u>。ただし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
ヶ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>	ヶ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>
ｺ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>	ｺ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>
ｻ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>	ｻ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>
ｼ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u>	ｼ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>
ｽ 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 <u>38,700円</u>	ｽ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>
ｾ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 <u>42,200円</u>	
ｿ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 <u>45,700円</u>	
ﾀ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 <u>49,200円</u>	
ﾁ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 <u>52,700円</u>	
ﾂ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 <u>56,200円</u>	
ﾃ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 <u>59,600円</u>	
ﾄ 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 <u>63,000円</u>	
ﾅ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 <u>66,400円</u>	

改正案（新）	現行（旧）
<p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額</u></p> <p>5 (略)</p> <p><u>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</u></p> <p>7 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、通勤手当条例第1条第2項から<u>第7項</u>までの規定の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、通勤手当条例第1条第2項から<u>第6項</u>までの規定の例による。</p> <p>3 (略)</p>

新旧対照表

(件名) 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 外国青年が鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例（昭和37年条例第5号）第1条第2項から<u>第7項</u>に定める通勤手当の支給条件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 外国青年が鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例（昭和37年条例第5号）第1条第2項から<u>第6項</u>に定める通勤手当の支給条件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 (略)</p>